

第23回 全国手話通訳問題研究討論集会開催要項

日時：2007年2月17日(土)・18日(日) 会場：大谷大学

テーマ「出会い！ 仲間！ きずな！」

よびかけ

みなさん！

2006年8月25日の国連特別委員会において、国連「障害者権利条約」案が採択され、9月から始った国連総会において条約本文を含む報告案が調整される新たな段階を迎えています。この障害者権利条約では、手話を音声言語と同等の言語として定義するなど大変大きな意義を持つものです。

一方、わが国においては、障害者福祉の大きな変革となる障害者自立支援法が本年4月から段階的に施行されていますが、これまでの所得に応じた負担である応能負担制度から、利用したサービス額の1割を負担する応益負担制度に変更されたことにより、これまでより利用者負担が増大し、サービス利用を控えたり、やめざるをえないという事態が報告されています。

加えて、サービス内容の大幅な変更に伴うサービス単価の見直しにより、障害者施設の経営者からは、この単価ではこれまでのサービスの質を維持できないという声も寄せられており、障害者自立支援法の理念を踏まえ、障害者の真の自立支援を実現するために制度内容の根本的見直しを求める運動が全国に広がっています。

また、10月から施行される地域生活支援事業は、手話通訳制度を含むコミュニケーション支援事業を市町村の必須事業として義務付けられたことと併せ、私たちのねばり強い運動により、コミュニケーション事業における利用者負担の無料化を明確にした地方自治体が徐々に増えてきていることや、厚生労働省からコミュニケーション事業は従来通りとの指導が出されたことは大きな前進です。しかし、すべての市町村において制度をスタートさせるための予算確保や人材養成等の市町村格差をどのようになくしていくのか等課題が山積しているのも事実です。

みなさん、このような厳しい社会状況の中でそれぞれの地域での暮らしの問題や、この1年間の手話通訳活動や地域活動の実践を持ち寄り、おおいに語り合しましょう。そして、これからの研究活動や、運動の進め方を切り開いていきましょう。

ピーンとはりつめた清浄な空気の厳冬の京都で、熱くて実のある討議をおおいに交わしましょう。全国の仲間みなさん、ぜひ京都へお越しください。お待ちしております。

第23回 全国手話通訳問題研究討論集会実行委員会

主催：財団法人全日本ろうあ連盟 / 全国手話通訳問題研究会

主管：社団法人京都府聴覚障害者協会 / 全国手話通訳問題研究会京都支部

協力：京都府手話サークル連絡会

後援：京都府 / 京都市 / 京都市市長会 / 京都市町村会 / 京都府教育委員会 / 京都市教育委員会 / 社会福祉法人京都府社会福祉協議会 / 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 / 京都府身体障害者団体連合会 / 社団法人京都市身体障害者団体連合会 / 財団法人京都新聞社会福祉事業団

日程	9:00	11:00	12:00	13:00	15:00	16:30	17:00	18:30
2月17日(土)	全日ろう連 全通研 合同定例会	司会者・ 共同研究者 会議	受付	分科会				全通研支部 代表者会議 全通研健康対策会議
2月18日(日)		分科会	昼食	分科会	全体会			

集会参加申し込みのご案内

集会参加の申し込み先

各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部

1. 集会参加費

4,000円（参加資格は全日ろう連・全通研会員のみ）

2. 参加申込方法

- ・申込書に記入のうえ、諸費用を添えて、各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部にお申し込みください。住所・氏名は楷書で、わかりやすくお書きください。個人による開催地への直接申し込みはできません。
- ・各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部は、参加申込書を取りまとめ、別途連絡します方法で(株)国際ツーリストビューロ内【第23回 全国手話通訳問題研究討論集会】係宛にお送りください。

3. 申込期限

2006（平成18）年12月22日(金)

（注）キャンセルの場合、参加費の返金はできません。

4. 宿泊

- ・実行委員会として、別紙のとおり宿泊を斡旋しますので、ご利用ください。シングル部屋をご希望のかたは、部屋数に限りがあります。

5. 昼食

昼食代 1,000円

6. 保育

- ・保育料（1人1日あたり／おやつ・傷害保険料等）500円
- ・保育をご希望の方は、下記事項を了承のうえ、参加申込書の該当欄に記入してください。当日の申し込みはお受けできません。
- ・お預かりできるのは、3歳から就学前までのお子様です。
- ・保育時間は分科会の時間帯ですので、昼食時にはお子様をお引取りください。

7. 書籍販売

- ・自主出版物を販売される方は、申込書（書式は自由「1：書籍名、2：発行者名、3：責任者の住所・氏名・連絡先を必ずご記入のこと」に見本1部を添えて、2006年12月22日(金)までに、各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部にお申し込みください。
- ・各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部は、申込書と見本を取りまとめて、別途連絡します方法で、集会実行委員会宛にお送りください。
- ・書籍の販売・管理は、各申込者に責任を持っていただきます。実行委員会では販売要員は用意しません。また、販売物は当日持込みになります。実行委員会でのお預かりはしません。

8. レポートについて

- ・レポートは、2006年12月22日(金)までに、各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部にご提出ください。
- ・レポートは、個人名、事業所名だけでは提出できません。必ず各聴覚障害者団体または全通研支部を通して提出してください。
- ・各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部は、取りまとめたレポートを別途連絡します月日までに、下記へお送りください。

〒602-0901 京都市上京区室町通今出川下ル 繊維会館内

全国手話通訳問題研究会「討論集会レポート」係

9. 報告書について

報告書をご希望の方は、当日、分科会会場でお申し込みください。（1部1,000円送料含む）

地域で、集団で、レポートづくりを

1) さまざまな実践の取り組みをレポートに

レポート作成にあたって、これまでの実践や活動などの取り組みの記録を振り返りながら、集団的に話し合うことが大切です。そして、過去の「研究討論集会報告書」などで、分科会の到達点や課題を日々学習しながら、取り組みの成果や課題をまとめましょう。

研究討論集会を日々の学習や活動の節目と位置づけ、全国各地の仲間との学習、交流を通して、今後の取り組みの方向性を明らかにしていきましょう。

2) 集団的レポートづくりを

レポートをまとめる際、集団の目を通したレポートづくりに努力しましょう。一つひとつの事実がどのような意味を持っているのかなど、みんなで話し合いながら、自分たちの取り組みをまとめてみましょう。

3) 継続したレポートの発表も

分科会では討論の最後に、次の集会までに取り組む課題を確認し合います。確認された課題がどのように取り組まれたかは、大いに期待されています。昨年発表したところは、その後の取り組みをまとめてみましょう。

4) 話し合いたいことをわかりやすくまとめて

レポート発表の時間は限られています。討論したいことが参加者にわかるように、わかりやすく、的確にまとめてください。

レポート作成にあたって

1) 発表レポートは「資料集」に掲載します

十分な分科会討論がされるためには、参加者が事前にレポートに目を通せることが大切です。発表者の話もわかりやすく、スムーズに討論も進みます。そのため、討論集会では、集会参加者全員に配布する「資料集」を作成しています。

レポートは、2006年12月22日(金)までに聴覚障害者団体または全通研支部に提出してください。締切日は厳守してください。当日のレポート持ち込みはできません。

2) レポート作成は所定の書式で

レポート作成は下記書式でお願いします。枚数は2枚以内です。届いたものをそのまま印刷しますので、手書きの場合は、黒色のペンまたはボールペンでハッキリと書いてください。パソコンやワープロの場合も、同様の書式設定でお願いします。

3) 当日配布「補足資料」について

提出レポートに対する「補足資料」は、分科会司会者に3部提出して、許可を得て配布してください。資料は、当該分科会の参加者数分を準備して持参してください。(分科会参加者数は資料集と合わせてお送りします。)

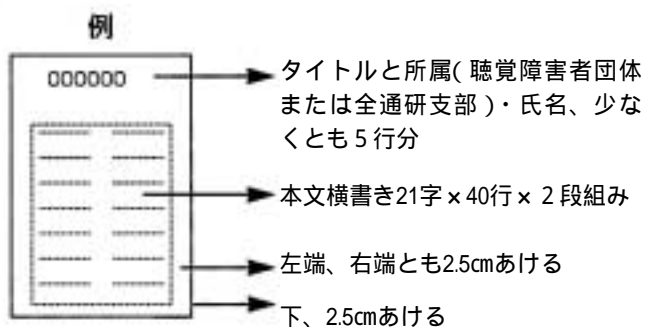
集会当日の印刷等は、会場ではできません。

4) 視聴覚機材の利用申し込みについて

ビデオ、プロジェクター等の機器利用希望は、その旨を明記し、申し込んでください。(準備できない場合もありますので、ご了承ください。また、パソコンにつきましては、各自持参してください。)

研究討論集会レポートの書式

・ A4判



ワープロ、パソコンの場合、プリント時の文字の大きさがさまざまのため、1行に入る文字数や1段に入る行数が変わってきます。したがって、できるだけ上下、左右のあき具合を左記の例に合わせるようにしてください。

レポートは各都道府県聴覚障害者団体または全通研支部を必ず通して提出してください。

宿泊・交通の手続きのご案内

宿泊のご案内

宿泊日：2007年2月17日(出) 1泊

宿泊料金：下記一覧表の通り

各お一人様1泊代金(朝食付、税サービス料込み)

団体・支部からのお問い合わせ、お申し込み先は

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通り4-7-1

元町駅前ビル4F (株)国際ツーリストビューロー内

【第23回全国手話通訳問題研究討論集会】係

担当/富田、倉長まで

TEL: 078-391-2961 FAX: 078-332-0977

営業時間 月曜～金曜 9:00～17:00

(土曜は9:00～12:00)

お申し込みは集計表だけを先にFAXで送り、その後個人表と集計表を郵送してください。

ホテル一覧

地域	ホテル名	客室タイプ	記号	宿泊料金
左 京	アピカルイン京都	シングル(スタンダード)	1-SS	9,800円
		ツイン(スタンダード)	1-TS	9,200円
		"(デラックス)	1-TD	9,700円
		和室(スタンダード)	1-WS	8,000円
		"(デラックス)	1-WD	9,200円
	ホリデイイン京都	ツイン	2-T	8,400円
烏丸丸太町	ザ・パレスサイドホテル	ツイン	3-T	7,350円
	平安会館	シングル	4-S	10,000円
		ツイン	4-T	9,300円
烏丸御池	ホテルギンモンド京都	シングル	5-S	9,700円
		ツイン	5-T	9,300円
	ハートンホテル京都	シングル	6-S	10,000円
		ツイン	6-T	9,500円
四條烏丸	三井ガーデンホテル京都四條	シングル	7-S	9,700円
		ツイン	7-T	9,300円
京都駅	京都タワーホテル	ツイン	8-T	9,450円
	アパホテル京都駅前	シングル	9-S	9,000円
		ツイン	9-T	8,200円
	アパホテル京都駅堀川通	シングル	10-S	9,450円
嵐山	(*1) 全国手話研修センター・コミュニティー嵯峨野	ツイン	11-T	12,000円(2泊)
		和室	11-W	12,000円(2泊)

宿泊についてのご注意

宿泊についてのご注意

料金は1泊朝食付き(税サ込)です。

和室は4～6名様です。

お申込は、例えばアピカルイン京都のシングル(スタンダード)の場合、「1-SS」と表示ください。

確保数に限りがありますので、先着順にさせていただきます。

ご希望に添えない場合もありますので、第1希望と第2希望までご記入ください。

ツインや和室ご希望の方は、同室者名をご記入ください。

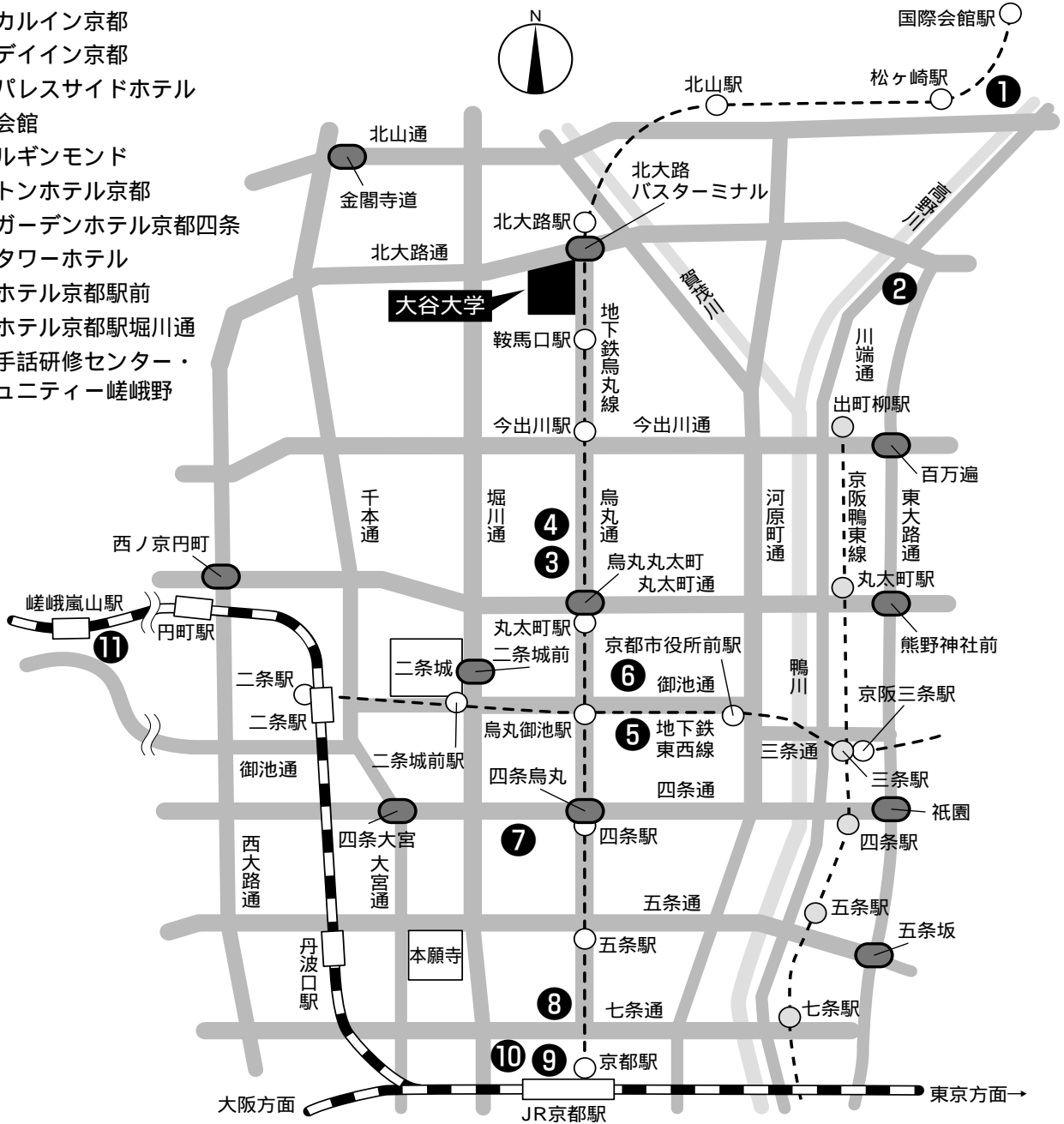
(*1) 全国手話研修センター・コミュニティー嵯峨野は2/17、18の連泊料金です。

会場までのアクセス

- 京都駅から京都市営地下鉄烏丸線で15分。北大路駅下車、南改札口から⑥番出口へ。すぐに大谷大学の北門に着きます。(北大路駅下車徒歩5分)

第23回全国手話通訳問題研究討論集会宿泊リストマップ

- ① アピカルイン京都
- ② ホリデイイン京都
- ③ ザ・パレスサイドホテル
- ④ 平安会館
- ⑤ ホテルギンモンド
- ⑥ ハートンホテル京都
- ⑦ 三井ガーデンホテル京都四条
- ⑧ 京都タワーホテル
- ⑨ アパホテル京都駅前
- ⑩ アパホテル京都駅堀川通
- ⑪ 全国手話研修センター・
コミュニティ嵯峨野



変更・取消について

お客様のご都合で予約を取り消された場合、下記のとおり取消料を申し受けます。

変更・取消の場合は必ずFAXまたは郵送でお願いします。また、変更・取消後のご返金は本会終了後速やかに行いますので、ご了承ください。

	21日前まで	20日～8日前	7日～2日前	前日	当日	無連絡不参加
宿 泊	無 料	10%	20%	50%	100%	100%
昼 食	無 料	無 料	無 料	50%	100%	100%

集会実行委員会事務局

〒604 8437 京都市中京区西ノ京東中合町2番地(京都市聴覚言語障害センター内) 社団法人京都府聴覚障害者協会気付

第23回全国手話通訳問題研究討論集会実行委員会

TEL/FAX. 075 - 841 - 8433

E-mail : kyoto rou@mtd.biglobe.ne.jp

I. 手話通訳の制度

第1分科会 「登録手話通訳者の活動」

登録手話通訳者は、日ごろの活動の中で、さまざまな困難と悩みを持っています。それは、行政や地域のさまざまな団体、専任手話通訳者、聴覚障害者との関係での問題、通訳現場での手話通訳技術や実践の悩み、また同じ登録手話通訳者同士の問題等いろいろなものがあります。

これまでの討議で登録手話通訳者が、さまざまな問題を個人で抱え込み、解決に向けての相談や学習を行うことが出来ないということが明らかとなり、通訳活動の中での悩みや困難を話し合う場として手話通訳者集団の必要性を確認してきました。

また、登録手話通訳者にとっての「守秘義務」について議論を深め一定の整理がなされました。これらの成果を受けて、さらに経験交流を深め、新たな課題について議論を重ねていきます。

< 討議の柱 >

- ①登録手話通訳者集団や集団づくりの実践を通じた経験の交流を行い、登録手話通訳者をとりまく課題を整理する。
- ②障害者自立支援法に関わる地域の動きについて、情報を交換するとともに、今後の派遣のあり方について、地域と広域の観点から議論を深める。

第2分科会 「手話通訳派遣コーディネートの業務と役割」

手話通訳者派遣事業を円滑に遂行するためには、手話通訳派遣に関わる調整業務を行う者（コーディネーター）の役割が大変重要です。主に手話通訳者派遣コーディネーターを業務にしている人に参加していただき、以下の課題について討議します。

< 討議の柱 >

- ①手話通訳者派遣事業でのコーディネート業務と役割について
- ②県と市町村との連携や、情報提供施設との関係について（広域での派遣など）
- ③設置手話通訳者とコーディネート業務との関わりについて
- ④自立支援法を受けた形で、コーディネート業務を考える

II. 手話通訳のしごと

第3分科会 「手話通訳者の専門性を高めるために」

設置（専任・専従）手話通訳者の専門性を高めるために、各地域での実践を持ち寄り討議を深めてきました。行政や聴覚障害者団体、手話通訳派遣事業所等で働く方々の参加をお願いします。今年も実践を持ち寄り、手話通訳者の専門性について討論します。

< 討議の柱 >

- ①手話通訳の専門性を分析する
 - 1．専門性を発揮した事例で分析
 - 2．他機関と協働した事例で分析
- ②派遣統計のとり方を考える
 - 1．各地の派遣統計のとり方
 - 2．派遣統計から見えてきたこと

第4分科会 「手話奉仕員養成の運営」

1998（平成10）年度に厚生労働省が養成カリキュラムを策定し、スタートした奉仕員養成事業。これまでの集会で討論を積み重ねることで、各地域の奉仕員養成事業の実態や課題が明らかになってきました。

さらに、よりよい奉仕員養成事業の中身づくりのために、各地域で手話奉仕員講習会の運営などに携わっている人に参加していただき、以下の課題について討議します。

< 討議の柱 >

- ①奉仕員養成の目的と運営について
- ②講師の養成と資格について
- ③地域性やろう者の暮らしを盛り込んだ指導のあり方について
- ④テキスト及び教材開発について
- ⑤奉仕員養成修了後の活動について

第5分科会 「手話通訳者養成の運営」

手話通訳制度の充実のためにも、手話通訳者数の確保は必須です。そのため手話通訳者養成講座は各地で重点課題として取り組まれています。しかし、予算不足、講師不足、合格者不足等の課題がなかなか解決されていません。これらの課題を解決するために各地の経験を通して討議します。

< 討議の柱 >

- ①組織的な講座運営について
 - 講座運営委員会の設置
 - 講座内容の集団的検証
- ②指導について
 - 講師を増やす取り組み
 - カリキュラムと指導内容
- ③手話通訳者の登録について
 - 認定試験、統一試験の合格基準
 - 大学や専門学校で養成された通訳者の登録

第6分科会 「専門学校等での手話講座」

介護福祉士養成校や他の専門学校、高校、大学等で手話についての授業が行われるようになり、全通研やろう協の会員が講師を担うようになってきました。講師は、授業内容をどう構成するか、また指導のあり方はどうなのか、健聴者とうろう者がどのように協力していくのか等で悩みを抱えています。この分科会では、これらの課題を解決していけるように論議します。

< 討議の柱 >

① 模擬授業を通して

担当する講座で講師として大切にしたいことや学生に望む人間像、それを達成するための効果的な指導を、模擬授業や参加者の経験交流を通して論議を深めたい。

② 講師養成・研修・派遣体制について

各種専門学校等で手話や聞こえないことなどに対する講座が増えている中で、担当する講師が不足している。それに対応するために、どのようにして講師を養成しているのか、各地の取り組み状況を報告し合い、意見交流をして論議を深めたい。

③ 教材・教具の工夫について

授業を効果的に行うために、授業の意図をわかりやすく理解してもらうための教材や教具をどのように工夫しているか、それを交流して、議論を深めたい。

④ 悩み相談コーナー

講師を担当する中での悩みについてお互いに出し合い、参加者の中からその解決方法や工夫を考える。

⑤ その他

情報交換

- ・各自がシラバス（講義概要）を持ち寄り配布するが、報告や質疑をしない。
- ・使用テキスト（市販・自作）を持参・展示し、参考にする。

Ⅲ. 聴覚障害者の暮らし

第7分科会 「手話」

昨年度は分科会の討議の柱に沿って、三重県手話研究委員会においてDVD付きで制作した「三重の手話（改訂版）」の報告。広島支部から「暮らしの中の手話を探る」の継続報告、徳島県聴覚障害者福祉協会から「創作手話～徳島から～」の発表、近通研集会「手話」分科会から「難儀な手話」等の討論内容の報告がありました。いずれの報告も討論集会の主旨である相互に研究を発表し、討論をするというきっかけができました。

今年も地方の手話収集したチーム（都道府県毎）の経験発表や新しい手話を創作した研究チームの報告を中心として参加者が手話研究に興味を持ち、参加する動機となる分科会とします。

< 討議の柱 >

- ① 地域の手話（収集・整理・保存・聴覚障害者の暮らしとの関わり）について
- ② 医療場面等専門分野における手話について
- ③ 標準手話と地域の創作と変遷について
- ④ 手話の普及について

第8分科会 「聴覚障害者の暮らしを見つめて(医療)」

各地での医療班の取り組みの成果は、聴覚障害者の医療支援を一定前進させています。

また、聴覚障害者の医療に関する関心の高まりの中で、聴覚障害者団体との関係も進展してきています。しかし災害時における対応・取り組みなど残された課題は山積しており、昨年だされた個人情報に関する新たな課題もできています。今年も、各地域での報告書を基に論議を進めていきます。

< 討議の柱 >

- ① 聴覚障害者への医療支援の問題点と課題について
- ② 聴覚障害者の医療保障とその拡充について
- ③ 医療従事者と聴覚障害者、手話通訳者、医療班との関係づくりと連携について

- ④聴覚障害者組織との関係づくりと提携について
- ⑤医療関係組織との関係づくりについて
- ⑥災害時における医療班の取り組みとブロック支援の取り組みについて

第9分科会 「聴覚障害者の暮らしを見つめて(労働)」

終身雇用の形態が大きく変化し、パート化や期間契約雇用、短期雇用が当たり前のように行われている今、聴覚障害者の労働環境はきわめて厳しい状況にあります。このような状況を踏まえながら雇用を守り、働きやすい環境づくりと支援の方策を話し合います。

< 討議の柱 >

- ① 聴覚障害者に関わる制度の問題（手話協力員制度、重度障害者介護等助成金など）について
- ② 職場内での情報保障、コミュニケーション保障の現状と取り組みについて
- ③ 労働現場で起きている問題（リストラ、雇用条件の変更など）について
- ④ 聴覚障害者団体、全通研支部における労働対策の取り組みについて

IV. 手話通訳の運動

第10分科会 「手話サークル」

利用者の10%負担を伴う障害者自立支援法が2006年4月から実施され、手話通訳制度等のコミュニケーション支援事業も10月から実施されました。

しかし、手話通訳派遣事業等の実施主体である市町村の準備の遅れとか、大都市特例がなくなった手話通訳養成事業の円滑な移行等課題も山積しています。

そうした中、たとえば聞こえない人たちの生活支援に取り組みされるなど地域に根ざした手話サークル活動が各地で展開されつつあります。聴覚障害者の地域生活の支援を考えた場合、手話通訳制度の充実とあわせ、貴重な社会資源である手話サークルの存在は、ますます重要になっていくといえるでしょう。この分科会では、さまざまな悩みをかかえながらも、その活動を模索し、さらに豊かなものにしようとする各地の手話サークルの、いきいきとした取り組みを交換します。

レポートを含めた、皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

< 討議の柱 >

- ① 聞こえない人たちの生活（くらし）に視点をのこした聴覚障害者と共に歩む手話サークルのあり方を確認し合おう
- ② 今日の情勢の中での社会資源としての手話サークル活動の役割を考えよう。「地域生活支援」や「手話の普及」「自立支援法の取り組み」、そしてそれらの事業等と手話サークル運動の関わりについて考えてみよう
- ③ 手話サークルの運営や学習の方法などの情報を交換しよう
- ④ 手話サークルにおける全通研の役割を考えよう

第11分科会 「手話通訳者の健康」

全通研が、手話通訳者の健康問題に取り組み始めて15年以上になります。5年ごとに行う全国の実態調査は4回目を実施しました。夏の集会に併せて行う特殊検診では、いまなお手話通訳者の健康が守れていない状況が指摘されています。しかし、地域における健康を守る仕組みづくりの取り組みは確実に進んでいます。

“みんなで健康に”の願いのもとに、健康を阻害するものは何か、それをはねかえすためには何が必要かなど、大いに話し合ひましょう。

< 討議の柱 >

- ①各地の健康問題への取り組みについて
 - 労災認定・公務災害認定の支援と現状
 - 過重な通訳者負担の軽減への取り組み
 - 健康管理に結果が反映される検診
- ②健康障害の要因と予防対策について
 - 予防対策の実施状況
 - 健康学習

第12分科会 「聴覚障害者関連施設」

全国各地で、聴覚障害者情報提供施設をはじめ、聞こえない人に関わる施設づくりが進められています。そこで、聴覚障害者団体や支部の方々や、手話通訳者、施設職員の方に参加していただき、施設づくりを成功させた運動の実践や、現在運動を進めながらも課題となっている問題を出し合い、学び合います。さらに、障害者自立支援法の施行が聴覚障害者関連施設に及ぼす影響についても報告していただきます。

< 討議の柱 >

- ①聴覚障害者情報提供施設、重複障害者施設、高齢者施設づくりについて
- ②高齢者の施設と在宅サービスについて
- ③施設運営と運動体との関わりについて
- ④障害者自立支援法の聴覚障害者関連施設への影響について

第13分科会 「手話通訳者の設置・派遣について」

手話通訳者の養成事業は都道府県、手話通訳者によるコミュニケーションなどの支援事業は市町村というように、今後ますます役割分担が進められようとしています。全ての市町村が手話通訳者によるコミュニケーションなどの支援事業を実施するには、多くの解決すべき課題があります。そこで、以下の課題について討論します。

< 討議の柱 >

- ①手話通訳者の設置を進めるための課題について
- ②手話通訳者派遣事業と手話奉仕員派遣事業の関わりについて
- ③地域の社会資源としての手話通訳者派遣事業の機能について

第14分科会 「手話を広めるための取り組み」

この「手話を広めるための取り組み」の分科会が開設されて今回は4回目の集会となります。今日、国民が手話を学ぶ機会がさまざまな形態で提供されていますが、この分科会では、あらためて手話を普及する目的や意義、具体的な推進方法について経験交流をし検討を進めます。

< 討議の柱 >

- ①手話を普及するための地域での取り組み
 - 各地での取り組みの現状と課題
 - 障害者自立支援法の影響と課題
- ②手話普及活動を発展させるために
 - 手話普及活動の目的、実施形態、講師の養成・確保、予算のあり方について
- ③全国手話検定試験の取り組みと手話普及活動の課題
 - 全国手話検定試験事業と結びついた手話普及活動のあり方について

----- 切 り 取 り -----

申し合わせ事項

- 1 . 集会は参加者の協力で作成していきます。
- 2 . 記録・通訳・要約筆記・ノートテークなどは、集会実行委員会で準備しません。
- 3 . 討論集会参加者は、都道府県・ブロックでの事前学習活動に参加してください。